

議案第 45 号

令和 8 年度野々市市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度野々市市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 189,578 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,146,255 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 8 年 8 月 31 日提出

野々市市長 栗 貴 章

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 地方交付税		2, 437, 136	165, 096	2, 602, 232
	1 地方交付税	2, 330, 000	165, 096	2, 495, 096
10 国庫支出金		4, 845, 313	1, 370	4, 846, 683
	2 国庫補助金	1, 117, 290	1, 370	1, 118, 660
11 県支出金		2, 030, 043	176	2, 030, 219
	2 県補助金	696, 898	54	696, 952
	3 委託金	103, 723	122	103, 845
14 繰入金		1, 217, 883	13, 836	1, 231, 719
	1 基金繰入金	1, 198, 587	13, 836	1, 212, 423
16 諸収入		581, 974	400	582, 374
	5 雑入	422, 022	400	422, 422
17 市債		3, 040, 800	8, 700	3, 049, 500
	1 市債	3, 040, 800	8, 700	3, 049, 500
補正されなかった款に係る額		11, 803, 528	0	11, 803, 528
歳 入 合 計		25, 956, 677	189, 578	26, 146, 255

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		187,409	100	187,509
	1 議会費	187,409	100	187,509
2 総務費		2,160,612	115,395	2,276,007
	1 総務管理費	1,658,599	115,395	1,773,994
3 民生費		11,864,902	15,812	11,880,714
	1 社会福祉費	4,906,583	3,292	4,909,875
	2 児童福祉費	6,076,900	7,020	6,083,920
	4 災害救助費	0	5,500	5,500
4 衛生費		1,643,269	54	1,643,323
	1 保健衛生費	1,151,392	54	1,151,446
7 商工費		743,368	137	743,505
	1 商工費	743,368	137	743,505
8 土木費		2,698,829	36,650	2,735,479
	2 道路橋梁費	529,736	30,700	560,436
	4 都市計画費	1,863,325	5,740	1,869,065
	5 住宅費	127,988	210	128,198
10 教育費		3,546,207	21,430	3,567,637
	1 教育総務費	290,191	195	290,386
	2 小学校費	929,362	2,535	931,897
	4 社会教育費	832,989	17,500	850,489
	5 保健体育費	1,093,711	1,200	1,094,911
補正されなかった款に係る額		3,112,081	0	3,112,081

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
歳 出	合 計	25, 956, 677	189, 578	26, 146, 255

第2表

地 方 債 補 正

(変更) (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社 会 福 祉 施 設 改 修 事 業	840,400	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。	849,100	普通貸借 又は 証券発行	6 %以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	借入先の融資 条件による。 ただし、市財 政その他の都 合により据置 期間及び償還 期間を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 に借換えする ことができる。